

半田市農業生産組合長会議開催要領

(趣旨)

第1条 本市における農業行政の円滑を図り、農業振興対策の重要事項を協議するため 農業生産組合長会議（以下「会議」という。）を開催する。

(事業内容)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 農業振興地域整備に関する事。
- (2) 水田農業構造改革対策に関する事。
- (3) 病虫害防除対策に関する事。
- (4) 農業関係諸調査に関する事。
- (5) 農業技術の改善に関する事。
- (6) 農業施設及び農作物の災害対策に関する事。
- (7) 農地の有効利用に関する事。
- (8) その他農業行政に関する事。

(構成)

第3条 会議は、農業生産組合長で構成する。

(役員)

第4条 この会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 地区役員 9名

2 会長及び副会長は、地区役員の内選により選出する。

3 地区役員は、会員の内選により選出する。

4 地区役員の内任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

5 地区役員に欠員が生じた場合に補充する地区役員の内任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会議の内議長は、会長があたるものとする。

2 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

3 会議に必要と認めるときは、構成員以外の者の参加を求めることができるものとする。4 会議は、全体会議と役員会議とする。

5 全体会議の招集は、会長が行う。

6 役員会議は会長が招集し、全体会議の開催前又は後に開催し、必要事項を審議する。

(庶務)

第6条 会議の事務は、市民経済部農政課で行うものとする。

附 則

この要領は、昭和55年7月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。